様式第１を次のように改める。

様式第１（第２条の２関係）

出願（申請）番号

令８北経出試般第123号

備考

１　出願（申請）番号は、上記の例により、出願（申請）を受理した年、本省又は管轄経済産業局の名称を表示する文字、出願（申請）を表示する文字、試掘権又は採掘権（租鉱権）を表示する文字、特定区域（特定区域以外）を表示する文字及び番号をもって表示すること。

２　本省又は管轄経済産業局の名称は、次の表に掲げる文字をもってすること。

管轄経済産業局等	表示する文字
本省	経　産
北海道経済産業局	北　経
東北経済産業局	東北経
関東経済産業局	関　経
中部経済産業局	中部経
近畿経済産業局	近　経
中国経済産業局	中国経
四国経済産業局	四　経
九州経済産業局	九　経
沖縄総合事務局	沖　経

３　出願（申請）の表示は、出願については「出」、申請については「申」の文字をもってすること。

４　試掘権又は採掘権（租鉱権）の表示は、試掘権については「試」、採掘権については「採」、租鉱権については「租」の文字をもって表示すること。

５　特定区域又は特定区域以外の表示は、特定区域については「特」、特定区域以外については「般」の文字をもって表示すること。

６　番号は、年ごとに更新すること。

附　則

この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

○経済産業省令第四十八号

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）第二十一条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月十四日　　経済産業大臣　赤澤　亮正

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律施行規則（令和三年経済産業省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（事業の規模の範囲及び計算方法） **第三条**　令第一項の表第一号若しくは第三号の下欄の合計額又は同表第二号の下欄の国内売上額を本邦通貨に換算する場合には、届出時における外国為替相場（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。）によるものとする。 ２　（略） ３　令第一項の表第一号の下欄イ、第二号の下欄及び第三号の下欄の国内売上額の範囲は、国内の利用者（デジタルプラットフォームを利用するものに限る。）を主な対象として行われる事業に係る売上額とする。 ４　（略） （公示送達の方法） **第十八条**　法第二十一条第二項の経済産業省令で定める方法は、経済産業省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と同条第二項に規定する旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（経済産業省の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。 一　経済産業省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二十一条第二項に規定する旨をその閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの	（事業の規模の範囲及び計算方法） **第三条**　令第一項の表第一号、若しくは第三号の下欄の合計額又は同表第二号の下欄の国内売上額を本邦通貨に換算する場合には、届出時における外国為替相場（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。）によるものとする。 ２　（略） ３　令第一項の表第一号の下欄イ、第二号の下欄及び第三号の下欄の国内売上額の範囲は、国内の利用者（デジタルプラットフォームを利用するものに限る。）を主な対象として行われる事業に係る売上額とする。 ４　（略） （公示送達の方法） **第十八条**　経済産業大臣は、公示送達があったことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、経済産業大臣は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があったことを通知することができる。